

世田谷区教育委員会告示第2号

世田谷区文化財保護条例（昭和52年4月世田谷区条例第15号）第8条第1項の規定に基づき、次のものを世田谷区登録有形文化財とする。

令和8年2月5日

世田谷区教育委員会

1 登録の名称及び員数

勝光院の木造観音菩薩立像 一軀

2 登録の種別

世田谷区登録有形文化財（絵画・彫刻）

3 所在の場所

東京都世田谷区桜一丁目26番35号

4 所有者

東京都世田谷区桜一丁目26番35号

宗教法人勝光院 代表役員 大場有里子